

◎国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案新旧対照表

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第六十九条〔略〕

② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、財政検証委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

現 行

第六十九条〔略〕

② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第七条関係）

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一〇十四 [略]

十四の二 財政検証委員会の委員長及び委員

十五〇五十三 [略]

五十四 公会計基準審議会の委員

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
-----	------

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一〇十四 [略]

十五〇五十三 [略]

五十四 削除

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
-----	------

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）（附則第八条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、財政検証委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、國家公安委員会、財政検証委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原</p> <p>員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、財政検証委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、國家公安委員会、財政検証委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

改 正 案

第七節 財務情報の開示

第七節 財務情報の開示

現 行

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第十九条 特別会計に関する財務情報の開示については、国の責任ある財政運営の確保等に関する法律(平成二十五年法律第号)の定めるところによる。

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関し必要な事項は、政令で定める。

(財務情報の開示)

第二十条 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他特別会計の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。

第二十条 削除

○統計法（平成十九年法第五十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（国民経済計算）

第六条 財政検証委員会は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

2 財政検証委員会は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 財政検証委員会は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民経済計算）

第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

現 行

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年

法律第 号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部  
改正）

第二十九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「財政検証委員会規則」の下に「、特定個人情報保護委員会規則」を加え、「国家公安委員会、財政検証委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会」に改める。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条 第三項第五十九号の二の次に次の二号を加える。  
五十九の三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条に規定する事務

第十六条第二項中「財政検証委員会」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

現 行

第二十九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」の下に「、特定個人情報保護委員会規則」を加え、「公正取引委員会、国家公安委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会」に改める。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第四十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条 第三項第五十九号の二の次に次の二号を加える。  
五十九の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条に規定する事務

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

第六十四条の表財政検証委員会の項の次に次のように加える。

〔略〕

第六十四条の表國家公安委員会の項の次に次のように加える。

〔略〕

改 正 案

現 行

（所掌事務）

第四条　〔略〕

2　〔略〕

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　削除

二～四　〔略〕

五及び六　削除

3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　内外の経済動向の分析に関すること。

二～四　〔略〕

五　経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

六　国民経済計算に関すること。

六の二～五十九　〔略〕

〔新設〕

五十九の二　国の責任ある財政運営の確保等に関する法律（平成

二十五年法律第一号）第十二条に規定する事務

（内閣府審議官）

第十六条　〔略〕

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、財政検証委員会、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

2　内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
国家公安委員会	警察法	〔略〕	〔略〕

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
国家公安委員会	警察法	〔略〕	〔略〕